

青森県報

第六百三十一号

令和五年
七月三日
(月曜日)

目次

告 示

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の指定の辞退……………(障害福祉課) ……一

○身体障害者福祉法による医師の指定……………(同) ……一

○保安林の指定予定……………(林政課) ……二

公 告

○建設業者の許可の取消し……………(東青地域(県民局)) ……二

○右 同……………(同) ……二

○右 同……………(三八地域(県民局)) ……三

○右 同……………(同) ……三

○右 同……………(西北地域(県民局)) ……三

○右 同……………(上北地域(県民局)) ……四

○右 同……………(同) ……四

○右 同……………(同) ……四

雑 報

○令和五年度行政書士試験の実施について……………(総務学事課) ……五

告 示

青森県告示第四百二十四号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)第六十五条の規定により、次の指定自立支援医療機関(精神通院医療)がその指定を辞退したので、同法第六十九条第三号の規定により公示する。

令和五年七月三日

青森県知事 宮 下 宗一郎

名 称	所 在 地	指 定 辞 退 年 月 日
アイン薬局田向店	八戸市田向二丁目五の二六	令和 五・六・三〇
バサラ調剤薬局	青森市浪岡大字浪岡字稲村一五七の六	五・五・一
あおぞら調剤薬局	弘前市大字中野一丁目九の一	五・五・三
テルス調剤薬局	弘前市大字境関字西田三二の一五	五・七・二五
りんどう薬局	八戸市吹上三丁目五の二	五・五・八

青森県告示第四百二十五号

身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)第十五条第一項の規定により次のとおり医師を指定したので、青森県身体障害者福祉法施行細則(昭和六十二年三月青森県規則第二十六号)第五条の規定により告示する。

令和五年七月三日

青森県知事 宮 下 宗一郎

氏 名	勤 務 所	診 療 科 目	指 定 年 月 日
	称 する 病 院 等 在 地		

上野 真治	工藤 玲子	弘前大学医学部附属病院	弘前市大字本町五三	耳鼻咽喉科(聴覚障害、平衡機能障害、音声機能障害、言語機能障害) そしやく	令和五・七一
弘前大学医学部附属病院	弘前市大字本町五三	眼科(視覚障害)	〃		

青森県告示第四百二十六号

農林水産大臣から、次のとおり森林を保安林に指定しようとする旨の通知があったので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

令和五年七月三日

青森県知事 宮 下 宗一郎

- 一 保安林予定森林の所在場所
三戸郡新郷村大字西越字木ノ間一の一から一の四まで、字大宝四二の二
- 二 保安林指定の目的
水源の涵養かんよう
- 三 指定施業要件
 - (一) 立木の伐採の方法
 - 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を青森県農林水産部林政課及び新郷村役場に備え置いて縦覧に供する。)

公

告

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和五年七月三日

青森県知事 宮 下 宗一郎

- 一 商号又は名称 有限会社高坂鉄工所
- 二 代表者の氏名 高坂達男
- 三 主たる営業所の所在地 青森市沖館四丁目一八の一
- 四 許可番号 青森県知事許可(般一四)第一二五一五号
- 五 取消年月日 令和五年五月二十二日
- 六 取消しに係る建設業の許可
建築工事業及び鋼構造物工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実
令和五年五月二十二日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和五年七月三日

青森県知事 宮 下 宗一郎

- 一 商号又は名称 株式会社総建
- 二 代表者の氏名 工藤啓靖
- 三 主たる営業所の所在地 青森市合浦一丁目一〇の一七
- 四 許可番号 青森県知事許可(般一四)第一〇〇六六二号

- 五 取消年月日 令和五年五月二十二日
- 六 取消しに係る建設業の許可

- 七 解体工事業に係る一般建設業の許可

令和五年五月二十二日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和五年七月三日

青森県知事 宮 下 宗一郎

- 一 商号又は名称 八戸圧送株式会社
- 二 代表者の氏名 山元忠男
- 三 主たる営業所の所在地 八戸市大字櫛引字古坂一三の三
- 四 許可番号 青森県知事許可（般―三）第三〇〇四八六号
- 五 取消年月日 令和五年六月六日
- 六 取消しに係る建設業の許可
土木工事業及びとび・土工工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実
令和五年五月三十一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和五年七月三日

青森県知事 宮 下 宗一郎

- 一 商号又は名称 アルバック東北株式会社
- 二 代表者の氏名 衣川正剛
- 三 主たる営業所の所在地 八戸市北インター工業団地六丁目一の一六
- 四 許可番号 青森県知事許可（般―二）第三〇〇四七五号
- 五 取消年月日 令和五年六月十三日
- 六 取消しに係る建設業の許可
電気工事業及び機械器具設置工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実
令和四年七月一日前記建設業者が合併により消滅したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和五年七月三日

青森県知事 宮 下 宗一郎

- 一 商号又は名称 有限会社鈴木興業
- 二 代表者の氏名 鈴木広勝
- 三 主たる営業所の所在地 北津軽郡中泊町大字田茂木字若宮四〇六の六二
- 四 許可番号 青森県知事許可（般―三〇）第一六六七二号
- 五 取消年月日 令和五年五月二十三日
- 六 取消しに係る建設業の許可
水道施設工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実
令和四年九月一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確

認められた。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和五年七月三日

青森県知事 宮 下 宗一郎

一 商号又は名称 株式会社ルクスト

二 代表者の氏名 蛭澤勇人

三 主たる営業所の所在地 上北郡東北町字上笹橋三七の一〇五

四 許可番号 青森県知事許可（般―三）第五〇〇六一八号

五 取消年月日 令和五年五月二十九日

六 取消しに係る建設業の許可

管工事業及び造園工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

令和五年四月二十九日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和五年七月三日

青森県知事 宮 下 宗一郎

一 商号又は名称 株式会社三輪建設

二 代表者の氏名 菅岡圭一

三 主たる営業所の所在地 上北郡七戸町字笹田七

四 許可番号 青森県知事許可（般―二）第四九六六号

五 取消年月日 令和五年六月一日

六 取消しに係る建設業の許可

管工事業及び造園工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

令和五年五月三十一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和五年七月三日

青森県知事 宮 下 宗一郎

一 商号又は名称 高田建具製作所

二 氏名 高田昭男

三 主たる営業所の所在地 上北郡六ヶ所村大字倉内字笹崎三五九

四 許可番号 青森県知事許可（般―三）第一一五五四号

五 取消年月日 令和五年六月六日

六 取消しに係る建設業の許可

建具工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

令和五年五月三十一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。

雑

報

令和5年度行政書士試験の実施について

行政書士法(昭和26年法律第4号)第4条第1項の規定により別表第一に掲げる都道府県知事から一般財団法人行政書士試験研究センターに委任された行政書士試験について、行政書士試験の施行に関する定め(平成11年自治省告示第250号)第8に基づき、次のとおり公示します。

令和5年7月3日

一般財団法人行政書士試験研究センター
理事長 多賀谷 一照

1 試験期日 令和5年11月12日(日) 午後1時から午後4時まで

2 試験場所

試験地	試験場	所在地
北海道	北海学園大学 豊平キャンパス	札幌市豊平区旭町4-1-40
	道北経済センター	旭川市常盤通1
青森県	青森中央学院大学	青森市横内字神田12-1
岩手県	岩手大学理工学部	盛岡市上田4-3-5
宮城県	TKPカーデノンテイクPREMIUM仙台西口ソラテラテラ	仙台市青葉区花京院1-2-15
秋田県	ノースアジア大学	秋田市下北手桜守沢46-1
山形県	東北芸術工科大学	山形市上桜3-4-5
福島県	日本大学工学部	郡山市田村町徳定字中河原1
茨城県	駿優教育会館	水戸市三の丸1-1-42
栃木県	宇都宮大学 峰キャンパス	宇都宮市峰町350
群馬県	高崎経済大学	高崎市上並覆町1300
埼玉県	獨協大学	草加市学園町1-1
	埼玉大学	さいたま市桜区下大久保255
千葉県	日本大学理工学部 船橋キャンパス	船橋市習志野台7-24-1
	日本大学法学部 神田三崎町キャンパス	千代田区神田三崎町2-3-1
	日本大学理工学部 駿河台キャンパス	千代田区神田駿河台1-8-14
	明治大学 駿河台キャンパス	千代田区神田駿河台1-1
東京都	TKP市ヶ谷カソテラテラセンター	新宿区市ヶ谷八幡町8
	TKP市ヶ谷カソテラテラセンター	TKP市ヶ谷ビル
	東京都立産業貿易センター台東館	台東区花川戸2-6-5
	ホテルイースト21東京	江東区東陽6-3-3

	TOCビル	品川区西五反田7-22-17
	明治大学 和泉キャンパス	杉並区永福1-9-1
	武蔵大学 江古田キャンパス	練馬区豊玉上1-26-1
	帝京科学大学 千住キャンパス	足立区千住桜木2-2-1
神奈川県	関東学院大学 金沢八景キャンパス	横浜市長沢区六浦東1-50-1
新潟県	朱鷺メッセ 新潟コンベンションセンター	新潟市中央区万代島6-1
富山県	富山大学 五福キャンパス	富山市五福3190
石川県	金沢医療技術専門学校	金沢市堀川新町7-1
福井県	福井工業大学 福井キャンパス	福井市学園3-6-1
	桃源文化会館	南アールズ市飯野2971
山梨県	山梨県流通センター(流通会館)	中央市山之神流通団地2-6-1
長野県	J-A長野県ビル	長野市南長野北石堂町1177-3
	松本歯科大学	塩尻市広丘郷原1780
岐阜県	岐阜大学	岐阜市柳戸1-1
静岡県	日本大学国際関係学部(三島駅北口校舎)	三島市文教町1-9-18
愛知県	ポートメッセなごや	名古屋港区金城ふ頭2-2
三重県	皇學館大学	伊勢市神田久志本町1704
滋賀県	立命館大学 びわこ・くさつキャンパス	草津市野路東1-1-1
京都府	立命館大学 衣笠キャンパス	京都市北区等持院北町56-1
	大阪経済大学 大隅キャンパス	大阪市東淀川区大隅2-2-8
大阪府	大阪公立大学 中百舌鳥キャンパス	堺市中区学園町1-1
	神戸ポートピアホテル	神戸市中央区港島中町6-10-1
兵庫県	神戸学院大学 ポートアイランド第1キャンパス	神戸市中央区港島1-1-3
	神戸学院大学 有瀬キャンパス	神戸市西区伊川谷町有瀬518
奈良県	奈良県コンベンションセンター	奈良市三条大路1-691-1
和歌山県	県民交流プラザ・和歌山ビッグラブ	和歌山市手平2-1-2
	和歌山県勤労福祉会館プラザホール	和歌山市北出島1-5-47
鳥取県	鳥取県立生涯学習センター(県民ふれあい会館)	鳥取市扇町21
島根県	くにびきメッセ	松江市学園南1-2-1
岡山県	山陽学園中学校・高等学校	岡山市中区門田屋敷2-2-16

広島県	広島サンフラザ	広島市西区商工センター3-1-1
山口県	山口大学 吉田キャンパス	山口市吉田1677-1
徳島県	徳島大学 常三島地区	徳島市南常三島町1-1
香川県	せとうち観光専門職短期大学	高松市屋島西町2366-1
愛媛県	アイトムエひめ	松山市大可賀2-1-28
高知県	高知中学高等学校	高知市北端町100
福岡県	久留米大学 御井キャンパス	久留米市御井町1635
佐賀県	佐賀大学 本庄キャンパス	佐賀市本庄町1
長崎県	長崎県勤労福祉会館	長崎市桜町9-6
	長崎県立諫早技能会館	諫早市宇都町22-76
熊本県	熊本城ホール	熊本市中央区桜町3-40
大分県	立命館アジア太平洋大学	別府市十文字原1-1
宮崎県	宮崎県立宮崎工業高等学校	宮崎市天満町9-1
鹿児島県	鹿児島県建設センター	鹿児島市鴨池新町6-10
	鹿児島県市町村自治会館	鹿児島市鴨池新町7-4
沖縄県	琉球大学 千原キャンパス	中頭郡西原町字千原1

3 試験の科目及び方法

(1) 試験の科目

試験科目	内 容 等
行政書士の業務に關し必要な法令等(出題数46題)	憲法、行政法(行政法の一般的な法理論、行政手続法、行政不服審査法、行政事件訴訟法、国家賠償法及び地方自治法を中心とする。)、民法、商法及び基礎法学の中からそれぞれ出題し、法令については、令和5年4月1日現在施行されている法令に關して出題します。
行政書士の業務に關連する一般知識等(出題数14題)	政治・経済・社会、情報通信・個人情報保護、文章理解

(2) 試験の方法

- ① 試験は、筆記試験によって行います。
- ② 出題の形式は、「行政書士の業務に關し必要な法令等」は択一式及び記述式、「行政書士の業務に關連する一般知識等」は択一式とします。記述式は、40字程度で記述するものを出題します。

4 受験願書及び試験案内の配布と請求方法

(1) 受験願書及び試験案内の窓口での配布

- ① 配布期間：令和5年7月24日(月)から令和5年8月25日(金)
- ② 配布場所：別表第二に掲げる場所(青森県、岩手県及び秋田県の場合)で行います。なお、土曜日、日曜日及び国民の祝日は配布を行いません。

(2) 受験願書及び試験案内の郵送による配布とその請求方法

- ① 請求期間：令和5年7月3日(月)から令和5年8月18日(金)必着
この期間内に、下記②の手続により請求があったものについて、郵送により配布します。
- ② 請求方法：返信用封筒(角形2号の封筒に、住所・氏名・郵便番号を記載し140円分の切手を貼付したもの)を、下記の宛先まで郵送してください。
〒252-0299 日本郵便株式会社 相模原郵便局留
一般財団法人行政書士試験研究センター試験課

5 受験手続

(1) 郵送による受験申込み

- ① 受付期間：令和5年7月24日(月)から令和5年8月25日(金)消印有効
- ② 受付場所：一般財団法人行政書士試験研究センター試験課
受験願書及び試験案内が入っていた封筒を使用し、受付期間内に郵便局の窓口で必ず簡易書留郵便で郵送してください。8月25日(金)の消印があるものまで受け付けます。
- ③ 提出書類：受験願書(顔写真及び受付郵便局の日附印のある振替払込受付証明書の貼付があるもの)

(2) インターネットによる受験申込み

- ① 受付期間：令和5年7月24日(月)午前9時から令和5年8月22日(火)午後5時まで

この期間におけるインターネットによる受験申込みは、24時間利用可能です。インターネットによる受験申込みは、8月22日(火)午後5時で終了します。午後5時までに入力を完了していないと、申込みができなくなりますのでご注意ください。入力方法等手続の詳細については、当センターホームページ(<https://gyosei-shiken.or.jp>)をご確認ください。

② 受験手数料の払込み

クレジットカード(申込者本人名義のものに限ります。)又はコンビニエンスストアで払い込んでください。

- ・ 利用できるクレジットカード
VISA、Master、JCB、アメリカン・エクスプレス、Diners
 - ・ 利用できるコンビニエンスストア
セブンイレブン、ローソン、ローソン・スリーエフ、ファミリーマート、セイコーマート、ミニストップ、デイリーヤマザキ、ヤマザキデイリーストア、ニューヤマザキデイリーストア
- (3) 受験手数料：10,400円

受験手数料の払込み方法については、試験案内をご覧ください。なお、払込みに要する費用は、受験申込者の負担となります。また、一旦払い込まれた受験手数料は、地震や台風等により、試験を実施しなかった場合などを除き、返還しません。

- (4) 連絡先：一般財団法人行政書士試験研究センター TEL 03-3263-7700
〒102-0082 東京都千代田区一番町25番地 全国町村議員会館3階

6 特別措置の実施

- (1) 身体機能に障がいのある方等で、車椅子の使用、補聴器の使用、拡大鏡の持込みなど、受験に際して必要な措置を希望される方には、障がい等の状況により希望される措置を行うことがあります。なお、申出の時期や障がいの内容等によっては希望に答えられない場合があります。
- (2) 受験に際して必要な措置を希望される場合は、受験申込み(郵送による受験申込み又はインターネットによる受験申込み)をする前に、必ず当センターまでご相談ください。特別措置の手続については、試験案内をご覧ください。

7 合格発表の日時及び方法

- (1) 日時 令和6年1月31日(水) 午前9時
- (2) 方法

一般財団法人行政書士試験研究センター事務所の掲示板に合格者の受験番号を公示します。なお、公示後、受験者には合否通知書を郵送します。また、一般財団法人行政書士試験研究センターのホームページ(<https://gyosei-shiken.or.jp>)にも合格者の受験番号を掲載します。(掲載開始時間は合格発表日の午前中)

別表第一 行政書士法第4条第1項の規定により、一般財団法人行政書士試験研究センターに試験事務を委任した都道府県知事

北海道知事	埼玉県知事	岐阜県知事	鳥取県知事	佐賀県知事
青森県知事	千葉県知事	静岡県知事	島根県知事	長崎県知事
岩手県知事	東京都知事	愛知県知事	岡山県知事	熊本県知事
宮城県知事	神奈川県知事	三重県知事	広島県知事	大分県知事
秋田県知事	新潟県知事	滋賀県知事	山口県知事	宮崎県知事
山形県知事	富山県知事	京都府知事	徳島県知事	鹿児島県知事
福島県知事	石川県知事	大阪府知事	香川県知事	
茨城県知事	福井県知事	兵庫県知事	愛媛県知事	
栃木県知事	山梨県知事	奈良県知事	高知県知事	
群馬県知事	長野県知事	和歌山県知事	福岡県知事	
				鹿儿岛県知事
				沖縄県知事

別表第二 試験案内・受験願書配布場所(青森県、岩手県及び秋田県の場合)

試験地	配布場所	所在地	配布時間
青森県	青森県総務部総務字事環 法政ビル	青森市長島1-1-1	8:30～17:15
	青森県中津地域民政局	弘前市大字藏主町4	
	青森県三八地域民政局	八戸市大字尻内町字鴨田7	
	青森県西北地域民政局	五所川原市字栄町10	
	青森県上北地域民政局	十和田市西十二番町20-12	9:00～17:00
	青森県下北地域民政局	むつ市中央1-1-8	
	青森県行政書士会	青森市花園1-7-16	
	岩手県ふるさと振興部	盛岡市内丸10-1	
	岩手県庁舎内県民室	盛岡市内丸10-1	
	盛岡広域振興局経営企画部	盛岡市内丸11-1	
岩手県	岩手県ふるさと振興部	盛岡市内丸10-1	8:30～17:15
	岩手県庁舎内県民室	盛岡市内丸10-1	
	盛岡広域振興局経営企画部	盛岡市内丸11-1	
	奥羽広域振興局総務部	花巻市花巻町1-41	
	奥羽広域振興局土木部	北上市芳町2-8	
	奥羽広域振興局土木部	北上市七ツツ	
	奥羽広域振興局総務部	奥州市水沢大手町1-2	
	奥羽広域振興局総務部	一関市竹山町7-5	
	奥羽広域振興局土木部	一関市千厩町千厩字北力85-2	
	奥羽広域振興局土木部	大船渡市猪川町字前田6-1	
秋田県	岩手県ふるさと振興部	盛岡市内丸10-1	9:00～17:00
	岩手県庁舎内県民室	盛岡市内丸10-1	
	盛岡広域振興局経営企画部	盛岡市内丸11-1	
	奥羽広域振興局総務部	花巻市花巻町1-41	
	奥羽広域振興局土木部	北上市芳町2-8	
	奥羽広域振興局土木部	北上市七ツツ	
	奥羽広域振興局総務部	奥州市水沢大手町1-2	
	奥羽広域振興局総務部	一関市竹山町7-5	
	奥羽広域振興局土木部	一関市千厩町千厩字北力85-2	
	奥羽広域振興局土木部	大船渡市猪川町字前田6-1	

(注)土曜日、日曜日及び国民の祝日は配布しません。

(発行人・発行人)
青森市長島一丁目一番一
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第二問屋町三丁目番七七
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十八円九十銭